

大分市告示第 355 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 3 年 6 月 15 日

大分市長 佐藤 樹一郎



1. 指定する要措置区域

別図のとおり（大分市原川 3 丁目 2-5 の一部）

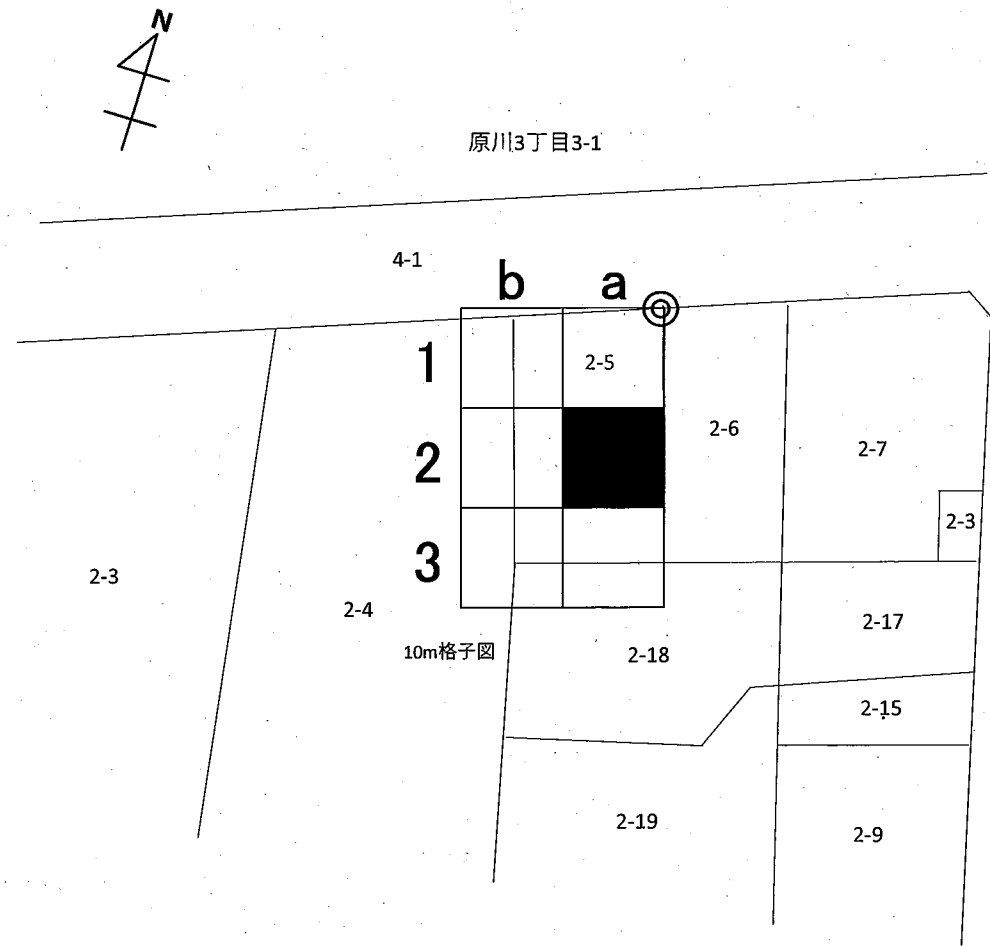
2. 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3. 講ずべき汚染の除去等の措置

盛土

別図



< 起点 >
 起点は、原川3丁目2-5の最北端の地点とする。

< 格子の回転角度 >
 72° 00' 00"
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >
 ◎ 起点
 — 筆境界
 ■ 要措置区域